燕市報道資料　No.7

Tsubame City 燕　市

令和５年３月30日

男性の長期間の育児休業取得を後押し

－育休奨励金を拡充し、育休を取得しやすい環境整備を図ります－

燕市では、令和２年度に「つばめ子育て応援企業サポート事業」を開始し、「つばめ子育て応援企業」認定制度や、男性従業員が育児休業を取得した際の奨励金の交付など、男女がともに「働きながら子育てしやすいまち」の実現を目指しています。

令和５年度は、男性の育児休業取得促進奨励金制度に、新たに取得期間50日以上の交付区分を設け、より長い期間や分割での男性の育児休業取得を後押しすることで、市内企業の子育て環境の充実や仕事と育児の両立を支援します。

【「男性の育児休業取得促進奨励金」の概要】

1.対象者：つばめ子育て応援企業、およびその企業に勤務する男性

2.交付要件・交付額：

育児休業期間	育休取得者	事業主※
連続５日以上14日未満（所定労働日４日以上）	５万円	７万円
連続14日以上50日未満（所定労働日９日以上）	５万円	15万円
連続又は分割で50日以上（所定労働日30日以上）	10万円	20万円

※育休取得者に交付する奨励金は、一子につき10万円が上限となります。

※事業主に交付する奨励金は、育休取得人数に関わらず年度内20万円が上限となります。

3.対象期間：令和５年３月１日から令和６年２月29日に育児休業から復帰したもの

【令和５年度「つばめ子育て応援企業サポート事業」のその他事業内容】

1.「つばめ子育て応援企業」認定企業のさらなるPRと男性の育休体験談の発信

2.若手経営者を対象とした「仕事と子育て両立セミナー」の開催

3.社会保険労務士による企業訪問型での男性育休の啓発

「つばめ子育て応援企業」認定制度…
従業員に対する子育て支援の取組を積極的に進めている企業を認定。認定要件は、県のハッピー・パートナー企業に登録し、パパ・ママ子育て応援プラス認定を受けていること。

本件についてのお問い合わせ先
企画財政部　地域振興課：澁木
電話：0256－77－8361（直通）